

宮古島市吉野海岸利便施設
指定管理者募集要項

宮古島市經濟部

観光商工課

宮古島市吉野海岸利便施設の指定管理者募集要項

宮古島市吉野海岸利便施設（以下「利便施設」という。）の管理を効果的、効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び宮古島市吉野海岸利便施設条例（平成17年宮古島市条例第167号）及び宮古島市吉野海岸利便施設条例施行規則（平成17年宮古島市規則第141号）に基づき、指定管理者を募集します。

1 利便施設の概要

- (1) 名称 : 宮古島市吉野海岸利便施設
- (2) 所在地 : 宮古島市城辺字保良1422番地95
- (3) 設置目的 : 観光の振興及び発展並びに地域活性化に資する。
- (4) 施設 : ア トイレ・シャワー室
イ 駐車場

2 指定期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間

3 指定管理者の募集

募集は募集要項に基づき、一般公募提案方式により行う。

4 応募資格

- (1) 法人、その他の団体（以下「団体等」という。）であること。ただし、次の各号に該当する団体等は応募することができません。
 - ① 団体等の役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体等。
 - ② 会社更生法第30条又は民事再生法第21条の規定による更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更正手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていない団体等。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、宮古島市における一般競争入札等の参加を制限されている団体等。
 - ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体等。
 - ⑤ 地方自治法第92条の2又は第180条の5第6項の規定する役員等がいる団体等。
 - ⑥ 国税、県税及び宮古島市税等を滞納している団体等並びに団体等の代表者。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等。
- (2) 宮古島市内に主たる事務所を有する団体等であること。
- (3) 利便施設の設置趣旨を十分理解し、管理運営にあたっての知識等を有する団

体等であること。

5 失格事項

次のいずれかに該当する団体等は、指定管理者の選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 選定委員、関係市職員と本件申請についての接触（当然に、公募説明会・面接・公募に関する質問等、正当な場合を除く。）があったとき。
- (3) 要項に違反又は著しく逸脱した場合。
- (4) その他不正な行為があったとき。

6 応募期間

平成22年1月21日（木）から平成22年2月9日（火）まで（20日間）

7 提出書類

宮古島市吉野海岸利便施設条例施行規則第2条第1項の規定による指定申請書（様式第1号）を提出すること。

8 募集手続等

(1) 募集要項等の配布（原則郵送による配布無し）

① 配布期間

平成22年1月21日（木）～平成22年2月9日（火）までの平日

② 配布時間

9時～17時まで（正午から13時までを除く）

③ 配布場所

沖縄県宮古島市上野字上野395番地1

宮古島市経済部観光商工課

(2) 現地説明会

募集要項等に関する現地説明会は実施しない。ただし、希望者があれば調整のうえ現地を案内する。

(3) 申請書類の提出先

① 提出先

沖縄県宮古島市上野字上野395番地1

宮古島市経済部観光商工課

② 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合、平成22年2月9日までに必着）

9 公募に関する質問等の受付

(1) 受付期間 : 平成22年1月21日（木）から平成22年2月1日（月）までの平日、9時から正午まで及び13時から17時まで。

(2) 質問方法 : 質問は、質問票（別紙様式）に記載の上、観光商工課へ持参又は郵送により行うこと（郵送の場合、平成22年2月1日ま

でに必着)。口頭による質問は受け付けません。

(3) 回答方法 : 質問への回答は、文書により回答します。

1 0 申請にあたっての留意事項

(1) 重複申請等の禁止

ひとつの団体等が複数の申請をすることはできない。また、ひとつの団体等が複数の共同企業体に加わることもできないこととする。

(2) 申請に関する費用負担

申請にあたっての費用は、全て申請者の負担とします。

(3) 申請書の取り扱い

宮古島市が受理した申請書は、理由の如何に関わらず返却しません。

(4) 申請書の変更

一旦宮古島市が受理した申請書については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。

(5) 申請の辞退

申請書類を提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出して下さい。

1 1 指定管理者の候補の選定

(1) 選定（審査）の方法

① 指定管理者の選定に当たっては、庁議において事業計画に沿って施設を管理運営する能力、施設の目的に沿ったより効果的な事業の可能性、経費節減に向けての取組等を総合的に評価し選定する。

(2) 選定基準と配点

① 指定管理者候補の選定における審査の方法は総合点数方式とし、評価項目と配点は以下のとおりとする。合計点数は最高で20点とし、合計点数が最も高い応募者を選定する。

(ア) 宮古島市民の平等な利用の確保が図られるものであること。【5点】

(イ) 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。【5点】

(ウ) 管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。【5点】

(エ) 施設の効用を最大限に発揮できるものであること。【5点】

1 2 指定管理者が行う業務

(1) 業務の概要

① 施設の維持管理に関する業務

② 施設の利用の許可に関する業務

③ 利用料金の徴収及び減免に関する業務

④ 緊急時・災害時の対応

⑤ 事業報告

⑥ その他施設の管理に関し、宮古島市長が必要と認める業務

(2) 業務委託の制限

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはな

らない。ただし、業務の一部をあらかじめ宮古島市長が認めた場合は、この限りではない。

1 3 管理運営に関する経費等

- (1) 宮古島市は管理運営に要する経費としての指定管理料や補助金は一切支払いしない。
- (2) 利用者から徴収された利用料金は、指定管理者の収入となる。
- (3) 利用料金の額は、条例の定める額の範囲内において、宮古島市長の承認を得て指定管理者が定めることができる。
- (4) 施設の改修、改造、移設については、宮古島市が自己の費用と責任において実施するものとするが、指定管理者の責に期すべき事由の場合はこの限りではない。
- (5) 施設の維持管理に要する修繕等については、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の場合は宮古島市の負担とし、それ以下の場合は指定管理者が負担する。

1 4 協定の締結

宮古島市と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結する。さらに、年度ごとに取り決めを行うべき事項については、別途年度協定を締結するものとする。

1 5 提出先及び問い合わせ先

〒906-0204

宮古島市上野字上野395-1

宮古島市役所経済部 観光商工課 担当：松川

電話 0980-76-3184

FAX 0980-74-7070

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

宮古島市吉野海岸利便施設指定管理者指定申請書

宮古島市長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話

印

宮古島市吉野海岸利便施設の管理について指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

1 事業計画書

2 その他関係書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款及び寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (3) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（法人以外の団体にあつては、事業実績報告書及び決算書等）
- (4) 市税納税証明書
- (5) 納税証明書（消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明）
- (6) 労働保険料納付済証明書
- (7) その他、市長が特に必要と認める書類